

最高裁判所事務総局等職制規程

昭和43年4月20日最高裁判所規程第2号

改正 昭和50年4月7日最高裁判所規程第2号
昭和50年7月10日最高裁判所規程第4号
昭和55年2月27日最高裁判所規程第1号
昭和56年3月18日最高裁判所規程第1号
平成16年3月31日最高裁判所規程第4号
令和6年2月14日最高裁判所規程第3号
令和7年1月29日最高裁判所規程第1号

最高裁判所事務総局等職制規程

(総則)

第一条 最高裁判所事務総局、司法研修所、裁判所職員総合研修所及び最高裁判所図書館に置かれる職は、他の法令に別段の定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(平一六最裁程四・一部改正)

(審査官)

第二条 最高裁判所事務総局（以下「事務総局」という。）の局及び課に審査官を置くことができる。

2 デジタル審議官の下に、審査官（第五項において「デジタル審議官付審査官」という。）を置くことができる。

3 審査官は、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、命ずる。

4 局又は課に置かれる審査官は、上司の命を受けて、局又は課の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に参画する。

5 デジタル審議官付審査官は、上司の命を受けて、デジタル審議官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案に参画する。

(昭五〇最裁程二・全改、令六最裁程三・一部改正)

(課長補佐等)

第三条 事務総局の課並びに局の課、室及び職員管理官（以下「事務総局の課等」という。）並びに司法研修所及び裁判所職員総合研修所（以下「司法研修所等」という。）の事務局の課並びに最高裁判所図書館（以下「図書館」という。）の課に、課長補佐、室長補佐又は職員管理官補佐を置くことができる。

2 課長補佐、室長補佐及び職員管理官補佐は、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、命ずる。

3 課長補佐、室長補佐及び職員管理官補佐は、課長、室長又は職員管理官を補佐し、その命を受けて、事務総局の課等、司法研修所等の事務局の課又は図書館の課の事務をつかさどる。

(平一六最裁程四・一部改正、令六最裁程三・一部改正)

(翻訳官)

第四条 事務総局の課等に、翻訳官を置くことができる。

2 翻訳官は、裁判所事務官の中から、命ずる。

3 翻訳官は、上司の命を受けて、翻訳に関する専門的事務をつかさどる。

(首席技官及び次席技官)

第五条 事務総局の経理局営繕課（以下「営繕課」という。）に、首席技官及び次席技官を置く。

- 2 首席技官及び次席技官は、裁判所技官の中から、命ずる。
- 3 首席技官は、上司の命を受けて、課の事務のうち営繕技術に関する事項を掌理する。
- 4 次席技官は、首席技官を助ける。

(令七最裁程一・一部改正)

(工務検査官及び主任技官)

第六条 営繕課に、工務検査官及び主任技官を置く。

- 2 工務検査官及び主任技官は、裁判所技官の中から、命ずる。
- 3 工務検査官は、上司の命を受けて、営繕工事の検査等に関する事務をつかさどる。
- 4 主任技官は、上司の命を受けて、設計その他の営繕に関する専門的事務をつかさどる。

(その他の職)

第七条 事務総局の課等、司法研修所等の事務局の課及び図書館の課に、この規程に定める職のほか、最高裁判所事務総長の定めるところにより、所要の職を置く。

- 2 デジタル審議官の下に、この規程に定める職のほか、最高裁判所事務総長の定めるところにより、所要の職を置く。

(昭五六最裁程一・旧第八条繰上、令六最裁程三・一部改正)

(細則)

第八条 この規程の施行に関し必要な事項は、最高裁判所事務総長が定める。

(昭五六最裁程一・旧第九条繰上)

附則

この規程は、昭和四十三年五月一日から施行する。

附則（昭和五〇年四月七日最高裁判所規程第二号）

この規程は、昭和五十年四月十日から施行する。

附則（昭和五〇年七月一〇日最高裁判所規程第四号）

この規程は、昭和五十年八月一日から施行する。

附則（昭和五五年二月二七日最高裁判所規程第一号）

この規程は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則（昭和五六年三月一八日最高裁判所規程第一号）

この規程は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規程第四号）

この規程は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（令和六年二月一四日最高裁判所規程第三号）

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和七年一月二十九日最高裁判所規程第一号）

この規程は、令和七年四月一日から施行する。